

認知症対応型共同生活介護事業所ハートフルおやま運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が設置するハートフルおやま（以下「事業所」という。）が、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、短期利用認知症対応型共同生活介護（空床型）及び短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護（空床型）の事業（以下「事業」という。）を適正に運営するために、出雲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年出雲市条例第17号）第122条及び出雲市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年出雲市条例第18号）第80条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業所は、要介護状態又は要支援状態にある認知症高齢者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもと食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「サービス」という。）を適切に提供することを目的とする。

2 事業所は、入院中の入居者の空床を利用した短期利用認知症対応型共同生活介護（空床型）及び短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護（空床型）（以下「短期サービス」という。）を適切に提供することを目的とする。

(運営方針)

第3条 事業所は、次に掲げる運営方針に基づき、サービス及び短期サービスを提供する。

- (1) 入居者及び短期サービス利用者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスを提供する。
- (2) 入居者及び短期サービス利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるように、入居者の状況を踏まえて支援を行う。
- (3) 入居者及び短期サービス利用者の地域社会への関わりを支援していくために、家族や地域の関係者等を含めた運営を推進する。
- (4) 常に誠意を持って質の高いサービスが提供できるように専門性を高める研修の実施と職員の自己研鑽を推進する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所 在 地
ハートフルおやま	島根県出雲市小山町 456-1

(入居定員等)

第5条 サービスの定員は、9名とし、短期サービスは1名とする。

- 2 事業所の長（以下「管理者」という。）は、前項に規定する入居定員等を超えて入居させてはならない。ただし、災害等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 3 管理者は、入院中の入居者の居室を、短期サービスに利用する場合は、その者又はその家族等の同意を得て行うものとし、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

(入居対象者)

第6条 入居対象者は、要支援状態又は要介護状態と認定された認知症高齢者で、かつ次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害の恐れのないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- (4) 出雲市内に住所を有すること。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第7条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名
- (2) 計画作成担当者 1名
- (3) 介護職員 6名
- (4) 夜間専門の介護職員 3名

(職員の職務内容)

第8条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の業務を統括し、職員を指揮監督する。
- (2) 計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護サービス計画を作成する。
- (3) 介護職員は、入居者及び短期サービス利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
- (4) 夜間専門の介護職員は、専ら夜間において、入居者及び短期サービス利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(職員の勤務体制等)

第9条 入居者に対し適切なサービスを提供するため、職員の勤務体制は次のとおりとする。

- (1) 昼間については、常時1人以上の介護職員を配置するものとする。

- (2) 夜間及び深夜の時間帯については、常時 1 人以上の介護職員を配置するものとする。
- 2 前項に規定する職員の勤務体制は、社会福祉法人島根県社会福祉事業団職員就業規則（平成 12 年 5 月 26 日規程第 3 号）の定めるところによる。
- 3 管理者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保するものとする。

第 3 章 入居・退去等

（入居）

- 第 10 条 事業所への入居を申し込もうとする者（以下「入居申込者」という。）は、あらかじめ入居申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、管理者に提出するものとする。
- 2 管理者は、前項の入居申込書を受領するときは、当該入居申込者の介護保険被保険者証及び主治の医師の診断書等によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無、要介護認定又は要支援認定の有効期間及び当該入居申込者が認知症である者であることを確認するものとする。
 - 3 管理者は、前項の確認において要介護認定又は要支援認定の申請が行われていない入居申込者については、その者又はその家族等の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
 - 4 管理者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。
 - 5 管理者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
 - 6 管理者は、入居を決定したときは、当該入居が決定した者（以下「入居者」という。）又はその家族等に対し、この規程の概要その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を記載した文書を交付して説明を行い、文書により同意を得た上でサービス利用契約を締結するものとする。

（退去）

- 第 11 条 入居者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、事業所を退去するものとする。
- (1) 入居者の要介護状態又は要支援状態区分が自立又は要支援 1 と認定された場合又は、認知症状非該当と診断された場合
 - (2) 入居者が医療機関へ入院する必要がある場合で、入院後 3 か月以内に退院することが見込まれない場合
 - (3) 前条第 6 項に規定するサービス利用契約で定める契約の終了事由に該当する場合、契約の解約又は解除が行われた場合
- 2 管理者は、入居者の退去に当たっては、その者及びその家族の希望を勘案し、退居についての必要な援助を行うものとする。

(入院中の取扱い)

第 12 条 管理者は、入居者が病院又は診療所に入院の必要が生じた場合、概ね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者の希望を踏まえて、必要に応じて日常生活上の必要な便宜を図るとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後、再び円滑に入居できるようにするものとする。

(短期サービスの利用)

第 13 条 管理者は、第 5 条第 3 項に規定する、短期サービスの提供を求められた場合は、短期サービスの利用を申し込んでいる者（以下「利用申込者」という。）の提示する介護保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）によって、被保険者資格、要介護又は要支援認定の有無及び有効期限、当該利用申込者が認知症である者であることを確認しなければならない。

- 2 管理者は、前項の確認において要介護及び要支援認定を受けていない利用申込者については、その者又はその家族等の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 3 管理者は、短期サービスの提供の開始を決定したときは、当該利用を決定した者（以下「利用者」という。）又はその家族等に対し、この規程の概要、その他利用者のサービスの選択に資すると認められる事項を記載した文書を交付して説明を行い、文書により同意を得た上で短期サービス利用契約を締結するものとする。
- 4 管理者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、短期サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

第 4 章 サービスの内容及び利用料等

(サービス計画)

第 14 条 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的な サービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「サービス計画」という。）を作成するものとする。

- 2 計画作成担当者は、サービス計画の作成に当たっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、サービス計画を作成した際には、当該サービス計画を入居者に交付するものとする。
- 4 計画作成担当者は、サービス計画の作成後においても、他の介護従業者及び入居者がサービス計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うものとする。

(サービス及び短期利用サービスの内容)

第 15 条 サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での簡単な機能訓練
- (4) 地域社会との関わりへの支援
- (5) 認知症状の悪化の予防
- (6) その他必要な相談援助

(サービスの提供方針)

第 16 条 管理者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、第三者評価機関による外部評価を定期的に受け、常にその改善を図るものとする。

(預り金等の保管管理)

第 17 条 入居者又はその家族等から依頼があった場合は、当該入居者の現金、預金等については、天神等利用者預り金等管理規程に基づき、安全かつ厳正な方法により保管管理するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第 18 条 管理者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、入居者又は利用者及びその家族等から利用料の一部として、当該サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から事業所に支払われる地域密型介護サービス費又は地域密型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 管理者は、前項に規定する利用料のほか、別表に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 管理者は、前項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、入居者又は利用者及びその家族等にあらかじめ説明し、文書により同意を得るものとする。

第 5 章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第 19 条 サービス及び短期サービスの提供を行っているときに入居者又は利用者の病状の急変が生じた場合その他緊急事態が生じた場合は、管理者が別に定める対応方針により対応するものとする。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 20 条 管理者は、非常災害に備え、火災、風水害、地震等の災害に対する消防計画を定め、職員に周知徹底するものとする。

- 2 管理者は、前項に規定する消防計画に基づき、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 管理者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するとともに、訓練の実効性が高まるよう、消

防関係者の参加を促すものとする。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(事故発生時の対応)

- 第21条 管理者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 管理者は、事故の発生又はその再発を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。
 - 3 前項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

(苦情処理)

- 第22条 入居者又は利用者及びその家族等からの苦情の処理については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団苦情解決実施要領(平成21年6月15日要領第4号)の定めるところによる。

(虐待防止及び身体拘束廃止のための措置)

- 第23条 管理者は、入居者又は利用者に対する虐待を防止し、及び身体拘束を廃止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。
- 2 管理者は、虐待が発生した場合は、速やかに市町村に通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 第1項に規定する委員会についての必要な事項及び緊急やむを得ない場合に行う身体拘束の手続き等については、管理者が別に定める。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための措置)

- 第24条 管理者は、感染症及び食中毒の予防及びまん延を防止するための委員会を設置し、職員に対し定期的な研修を実施するなど必要な対策を講じるものとする。
- 2 管理者は、感染症発生時において迅速に行動できるよう、実際に感染症が発生した場合を想定した対応訓練を定期的に行うものとする。
 - 3 第1項に規定する委員会についての必要な事項は、管理者が別に定める。

(秘密保持等)

- 第25条 管理者は、職員及び職員であった者が、職務上知り得た入居者又は利用者及びその家族等に関する一切の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 2 管理者は、事業所が保有する入居者又は利用者及びその家族等の個人情報については、社会福祉法人島根県社会福祉事業団が保有する個人情報の保護に関する規程(平成17年5月25日規程第1号)に基づき、適切に管理するものとする。

(地域との連携)

- 第26条 管理者は、事業所の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連

携及び協力を図り、地域との交流に努めるものとする。

(記録の整備)

第 27 条 管理者は、事業所の設備、職員及び会計に関する記録、入居者又は利用者に対するサービスの提供に関する記録その他必要な記録を整備し、社会福祉法人島根県社会福祉事業団文書等管理規程（平成 18 年 3 月 23 日規程第 6 号）に定める期間保存するものとする。

附則

この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 23 年 4 月 13 日から施行する。

附則

この規程は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

項目	金額
食費（1日当たり）	1,235 円
光熱水費（1日当たり）	310 円
居室利用料（1日当たり）	931 円
おむつ代	実費
預り金等事務手数料（1月当たり）	700 円
クラブ材料、特別行事	実費
理美容代、予防接種代	実費

- ※ 1 食費は、1食でも提供があれば、1日分を徴収する。
- ※ 2 光熱水費、居室利用料及び預り金等事務手数料は、入院又は外泊した場合も徴収する。
- ※ 3 光熱水費及び居室利用料は、出雲市負担軽減事業により減免される場合がある。

(様式第1号)

認知症対応型共同生活介護「ハートフルおやま」入居申込書

申込日 令和 年 月 日

ふりがな		性別	男 ・ 女		
利用者氏名		生年月日	明・大・昭	年	月 日生
現住所	〒 -	電話番号	()	-	
介護保険者		被保険者番号			
要介護度	要支援2 ・ 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5				
認知度	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb IV M
要介護度 認定期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
担当ケアマネジャー		事業所名			

【本人の状況】

<input type="checkbox"/> 自宅でひとり暮らし	<input type="checkbox"/> 自宅で家族と暮らしている
<input type="checkbox"/> 現在、老人保健施設、病院等に入所・入院中-----いつから	年 月
	<input type="checkbox"/> 施設名又は病院名 ()
<input type="checkbox"/> 暴言・暴力・徘徊・異食行為・不潔行為・火の後始末・妄想等の問題行動がある・少しある・ない	
<input type="checkbox"/> 問題行動がある、少しあると書かれたことについて、具体的に記入して下さい。 ()	

【医療状況】

<input type="checkbox"/> 在宅酸素	<input type="checkbox"/> インスリン注射	<input type="checkbox"/> 透析	<input type="checkbox"/> その他()
現在治療中の病名: _____		薬の有無: 有()・無	
病院名 _____		主治医 _____	

【申込者連絡先】

ふりがな		本人との続柄	年齢	性別
氏名				男 ・ 女
現住所	〒 -	電話番号	()	-
家族からの意見				

【同意欄】

今後、ハートフルおやまへの利用申込者の状況を調査する為、氏名、生年月日、住所(居住)等について、保険者(市町村及び広域事務組合)に報告することに同意します。 待機中に本人の状況(介護度、他施設入所、入院等)に変更が生じた場合、速やかに連絡します。	
令和 年 月 日	氏名: _____ 印